

発議案第 1 号

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 2 月 2 7 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
賛成者	八千代市議会議員	大 塚 裕 介
	同	末 永 隆
	同	堀 口 明 子
	同	山 口 勇
	同	菅 野 文 男
	同	高 山 敏 朗
	同	三 田 登
	同	若 松 博

提案理由

政務活動費の交付手続に係る押印を見直すため、条例を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。